新潟市立南中野山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える深刻な人権侵害であることを認識し、すべての児童がいじめを行ったり、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置したりすることがないように、「いじめ防止対策推進法」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめ防止のため、次の4点を基本理念として対策を組織的に推進する。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学級にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ② わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ③ 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもと共に解決を図る。
- ④ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

2 いじめ防止対策組織

- (1) 校内いじめ対応ミーティング
 - ① 設置目的

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

② 構成

管理職,生活指導主任,該当児童の学級担任・学年主任,その他事案に関係する教職員

③ 組織の役割

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・いじめの状況を組織として共有する。
- いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- 児童への指導を行う。
- (2) いじめ対策委員会
 - ① 設置目的

いじめの防止等の課題に対して,学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を 発揮して,組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

② 構成

教職員, S C や社会福祉士など心理や福祉の専門家, スクールロイヤー, 校医, 教員・警察官経験者などの地域人材等

③ 組織の役割

学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり,次のような役割を担う。 ア いじめの予防に関して

- ・ 学校基本方針に基づく取組の共有と、いじめミーティングファイルの活用
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- イ いじめが発生した場合
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と 記録、共有
 - ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討
 - ・ 重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速

に共有し,対応の方針や内容を決定するとともに,保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

- (3) 東石山中学校区いじめ防止連絡協議会
 - 設置目的

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止 等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る 取組の充実を図ることを目的とする。

② 構成

地域コミュニティ協議会,青少年育成協議会,民生委員・児童委員,PTA,SC,教職員などの代表

③ 組織の役割

地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位 として、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る 取組についての情報交換を年間複数回行い、対策等の共有を図る。

また,情報共有とともに,学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために,本協議会を積極的に活用する。

3 具体的方策

(1) いじめを生まない支持的風土の醸成(傾聴・受容,支援,自律)

多面的な児童理解に基づく一人一人の児童と教師との信頼関係を基盤に、全教育活動を通して、すべての子どもに「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協働性」の4つの視点から意図的・計画的な指導に取り組み、「自律性」と「社会性」を育む教育を推進する。

傾聴・受容,支援,自律をキーワードとして,認め合い,助け合い,期待をかけ合い,高め合う温かい集団づくりに取り組む。そのために,「学級力」を基盤とした「学級目標づくり」から学級開きを行い,自他共によさを発揮して,よりよい学級となるように考え,実行できる風土をつくる。

- ① 日々の授業・学級活動の充実
 - かかわり合って学ぶ場を設定する。日々の学習活動や特別活動など学校生活全般の中で互いの信頼関係がもてるようにしていく。
 - ・ 目標に向け励まし合って活動するために、実態に応じて学級目標を設定し、毎月、達成状況・取組状況を振り返り、児童と相談しながら目標に迫る策を実行する場を設ける。(「相手を受け入れる」「教え合い」)
 - ・ 学級での係活動, 高学年の委員会活動をより活発に行うために, 一人一人に役割をもたせるようにする。
- ② 道徳教育の充実
 - ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」 を未然に防止する。
 - ・ 全教育活動を通じて、いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心 を育てる。
 - ・ 児童の実態に合わせて, 内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳 の授業を実施する。
 - ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」 や「心遣い」「優しさ」などに触れることによって、自分自身の生活や行動を 省み、いじめを抑止する。
- ③ 縦割り班活動の充実 ・ 縦割り班活動で、6年生のリーダーシップの下、様々な場面で力を合わせていけるよう働きかけていく。
 - ・ 各種縦割り班活動,全校遠足,ダンスパラダイスを通して,協力する喜びや思

いやり、感謝の心、礼儀やマナーなどを育成する。

・ 各学年の目指す姿を設定し、その達成に向けて取り組ませるとともに、行事後 に振り返りを行う。自分や友達のがんばりを認められるようにする。

(2) いじめの早期発見

児童をよく見る,話をよく聴く,寄り添う,かかわる,毎日必ず笑顔で話しかけたり,名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね,児童との信頼関係を築くとともに,いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し,児童の人権感覚を育成する。日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして,いじめの早期発見に努める。また,定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに,個人面談等を通して,児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

① 教育相談とアセス

- ・ 教育相談を年間2回,新潟市のいじめアンケート(全学年対象),アセス(2 学年以上)を年間2回行う。 (1回目:6月 2回目:11月)
- ・ 教育相談では、いじめアンケートやアセスの結果等を用いる。
- 新潟市のいじめアンケートやアセス結果を分析し、学年で対策を考え指導に当たる。必要に応じて対策委員会を開く。
- ・ いじめアンケートを教育相談に活用する。
- ② 日記や連絡帳の活用
 - ・ 日記や連絡帳の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
 - ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
 - ・必要に応じて対策委員会を開く。
- ③ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用を図る。
- ・ いじめ相談窓口(教頭)を設置する。
- ④ 授業時間以外
 - ・ 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
 - ・ いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。
- ⑤ いじめの防止に係る資質の向上
 - ・いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。
- (3) 「インターネットによるいじめ」に対する対策
 - ① 教職員に対して
 - 児童の発達段階に応じて、教科や特別活動、総合的な学習の時間等を活用して 行う情報モラル教育の充実に向けた研修会を行う。
 - 教職員がインターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするための研修会等を行う。
 - ② 児童及び保護者に対して
 - ・ 児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的 に対処することができるように、新潟市教育委員会学校支援課等から「インタ ーネットの不適切な使用による危険性」について指導を受けたり、研修会を開 いたりする。

③ その他

・インターネット上で児童のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、関係機関(新潟市教育委員会・スーパーサポートチーム・警察・県警 サポートセンター等)と連携し、対応する。

4 学校及び保護者の責務

(1) 学校

① 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、教育委員会その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 保護者

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ② 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- ③ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。